

**2012 年版**  
**超速社労士 横断学習法**  
【法改正・正誤のお知らせ修正版】

(3429)

平成 24 年 7 月 9 日  
(株)住宅新報社 書籍編集部  
TEL. 03-6403-7806

**【法改正】** 第 44 回社会保険労務士試験の実施公告が発表され、今年度の試験は、平成 24 年 4 月 13 日(金)現在施行の法令に基づいて出題されます。本書籍は、平成 23 年 10 月 1 日現在施行の法令に基づいて記述されていますので、この間の法令改正により、以下の箇所の記述をご訂正くださいますようお願い申し上げます

※この部分は、5 月 23 日付で掲載したものに修正を加えております。

ページ・位置	改正前	改正後
P71 下 9 行目～10 行目	年額 78 万 <u>8,900</u> 円 (平成 23 年度)	年額 78 万 <b>6,500</b> 円 (平成 24 年度)
P81 下 2 行目	そこで、3 年間の時限措置として、	そこで、 <b>2012 年 10 月 1 日から 2015 年 9 月 30 日までの 3 年間の時限措置</b> として、 ※ (平成 24 年 10 月 1 日施行) のため今年の試験には入りません
P82 上 1 行目～3 行目	このしくみは、「平成 24 年 10 月 1 日までの間に政令で定める日」から始まるものとされています。施行日に要注意です。	<b>削除</b>
P138 上 10 行目	第 1 号被保険者 月額 <u>15,020</u> 円 (平成 <u>23</u> 年 4 月より)	第 1 号被保険者 月額 <b>14,980</b> 円 (平成 <b>24</b> 年 4 月より)
P138 下 9 行目	一般事業 $\frac{15.5}{1000}$	一般事業 $\frac{13.5}{1000}$
P138 下 8 行目	農水・清酒業 $\frac{17.5}{1000}$	農水・清酒業 $\frac{15.5}{1000}$
P138 下 7 行目	建設業 $\frac{18.5}{1000}$	建設業 $\frac{16.5}{1000}$

P138 下 5 行目	事業の種類により $\frac{3\sim 103}{1000}$	事業の種類により $\frac{2.5\sim 89}{1000}$
P138 下 2 行目	全国一律で 1000 分の <u>15.1</u> (平成 <u>23</u> 年 3 月分以降)	全国一律で 1000 分の <u>15.5</u> (平成 <u>24</u> 年 3 月分以降)
P143 上 6 行目	平成 <u>23</u> 年度の月額 <u>15,020</u> 円が、	平成 <u>24</u> 年度の月額 <u>14,980</u> 円が、
P195 下 11 行目	とても生活できないような額 (平成 <u>23</u> 年度 : 78 万 <u>8,900</u> 円)	とても生活できないような額 (平成 <u>24</u> 年度 : 78 万 <u>6,500</u> 円)
P214 下 10 行目	老齢基礎年金の満額は、78 万 <u>8,900</u> 円 (平成 <u>23</u> 年度) です。	老齢基礎年金の満額は、78 万 <u>6,500</u> 円 (平成 <u>24</u> 年度) です。
P218 右 確認ドリル 上 3 行目	(平成 <u>23</u> 年度) です。	(平成 <u>24</u> 年度) です。
P218 右 確認ドリル 下 12 行目	①78 万 <u>8,900</u>	①78 万 <u>6,500</u>
P226 下 15~16 行目	78 万 <u>8,900</u> 円 (平成 <u>23</u> 年度) です。	78 万 <u>6,500</u> 円 (平成 <u>24</u> 年度) です。
P226 下 14 行目	1 人目 22 万 <u>7,000</u> 円	1 人目 22 万 <u>6,300</u> 円
P226 下 13 行目	2 人目 22 万 <u>7,000</u> 円	2 人目 22 万 <u>6,300</u> 円
P226 下 12 行目	3 人目以降 1 人につき 7 万 <u>5,600</u> 円	3 人目以降 1 人につき 7 万 <u>5,400</u> 円
P226 下 10~11 行目	遺族基礎年金の額は、78 万 <u>8,900</u> 円といいながら、妻がもらう場合には、78 万 <u>8,900</u> 円+22 万 <u>7,000</u> 円以上の額となります。	遺族基礎年金の額は、78 万 <u>6,500</u> 円といいながら、妻がもらう場合には、78 万 <u>6,500</u> 円+22 万 <u>6,300</u> 円以上の額となります。
P226 下 6~8 行目	遺族基礎年金は、78 万 <u>8,900</u> 円となります。子が 2 人残されたなら、22 万 <u>7,000</u> 円が加算されますし、第 3 子以降は、1 人につき 7 万 <u>5,600</u> 円ずつ加算されます。	遺族基礎年金は、78 万 <u>6,500</u> 円となります。子が 2 人残されたなら、22 万 <u>6,300</u> 円が加算されますし、第 3 子以降は、1 人につき 7 万 <u>5,400</u> 円ずつ加算されます。

P227 左 マンガ 1 コマ目	<u>22 万 7,000 円</u> (子) <u>78 万 8,900 円</u> (妻) (平成 <u>23</u> 年)	<u>22 万 6,300 円</u> (子) <u>78 万 6,500 円</u> (妻) (平成 <b>24</b> 年度)
P227 左 マンガ 2 コマ目	<u>22 万 7,000 円</u> × 2 <u>78 万 8,900 円</u>	<u>22 万 6,300 円</u> × 2 <u>78 万 6,500 円</u>
P227 右 確認ドリル 上 11～12 行目	78 万 <u>8,900</u> 円 + ( ③ ) 円 (平成 <u>23</u> 年度)	78 万 <b>6,500</b> 円 + ( ③ ) 円 (平成 <b>24</b> 年度)
P227 右 確認ドリル 下 1 行目	③ <u>22 万 7,000</u> 円	③ <u>22 万 6,300</u> 円
P238 下 6 行目	加給年金額を平成 <u>23</u> 年度額で示すと、	加給年金額を平成 <b>24</b> 年度額で示すと、
P238 下 3～5 行目	配偶者 <u>22 万 7,000</u> 円 子 1 人目 2 人目 <u>22 万 7,000</u> 円 子 3 人目以降         (1 人につき) <u>7 万 5,600</u> 円	配偶者 <b>22 万 6,300</b> 円 子 1 人目 2 人目 <b>22 万 6,300</b> 円 子 3 人目以降         (1 人につき) <b>7 万 5,400</b> 円
P240 下 9 行目	平成 <u>23</u> 年度では	平成 <b>24</b> 年度では
P240※下 5 行目	平成 <u>23</u> 年度額で	平成 <b>24</b> 年度額で
P241 中 4 カ所	平成 <u>23</u> 年度額	平成 <b>24</b> 年度額
P244 下 4 行目	(平成 <u>23</u> 年度 <u>22 万 7,000</u> 円)	(平成 <b>24</b> 年度 <b>22 万 6,300</b> 円)

2012 年版  
超速社労士 横断学習法  
【正誤のお知らせ】

(3429)

平成 24 年 3 月 9 日  
㈱住宅新報社 資格図書編集部  
TEL. 03-6403-7806

【正 誤】 本書籍におきまして、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P190 上 8 行目 〈要件の種類と保険料 納付要件〉の表内	・被保険者が資格喪失後 5 年以内に	・被保険者が資格喪失後初診日から 5 年以内に